

平成30年1月18日

甲州市長 田辺 篤 様

甲州市下水道事業審議会

会 長 日 原 健 次

下水道事業の検証について（提言）

平成27年1月23日付 本審議会の答申に基づき事業の検証を行った結果、下記のとおり提言します。

記

平成27年1月の下水道使用料見直し以降、概ね3年が経過したため、下水道事業の事業実施状況、経営状況、今後の計画等について、調査・審議したところ、下水道特別会計の健全性を継続的に高めるために平成27年1月の答申どおりの使用料の改定が必要であると判断する。

市民に快適な生活環境を提供するとともに、より良い自然環境と水環境を後世に引き継ぐためには、下水道事業は不可欠である。甲州市の下水道事業を将来にわたり適正かつ安定的に運営していくためには、受益者負担の原則を基本にして、一般会計からの繰入金の抑制を行いつつ、定期的な事業の見直しによる効率の良い事業運営に努める必要がある。

(改定時期)

- 1 本提言に基づく新たな下水道使用料の改定時期は、平成 27 年 1 月の答申のとおり平成 30 年度とし、市民への十分な周知期間を設けるなど適切な対応を行い設定することが望ましい。

(使用料の改定額)

- 2 平均使用料単価について、以下のとおり提案する。

(1m³ 当たり・消費税込)

	現状額	改定額	差額	改定率
平均使用料単価	115 円	135 円	20 円	17%

- 3 従量区分別使用料額について、平均使用料の改定率により以下のとおり提案する。

一般用

(1 箇月当たり・消費税込)

従量区分	現状額	改定額	引上げ額
基本料金(10m ³ まで)	838 円	980 円	142 円
11 m ³ ~ 25 m ³	111 円/m ³	130 円/m ³	19 円/m ³
26 m ³ ~	138 円/m ³	162 円/m ³	24 円/m ³

公衆浴場

(1 箇月当たり・消費税込)

従量区分	現状額	改定額	引上げ額
基本料金(100m ³ まで)	2,790 円	3,260 円	470 円
101 m ³ ~	70 円/m ³	83 円/m ³	13 円/m ³

臨時用

(1 箇月当たり・消費税込)

従量区分	現状額	改定額	引上げ額
0 m ³ ～	153 円/m ³	179 円/m ³	26 円/m ³

(将来の改定目標)

4 平成 27 年 1 月 23 日付答申の計画どおりとすることを要望する。

改定年度	平均使用料単価
平成 33 年～	157 円

(見直し時期)

5 今後の下水道使用料の改定時期については、下水道事業の進捗や社会経済情勢の変化に対応するために、概ね 3 年ごとに見直しを行うこととするが、社会情勢や他の重要事項等により時期を調整することを妨げないこととする。

また、料金改定時においてはその都度検証を行い、常に適正な改定を行うことが望ましい。

(付帯提言事項)

6 付帯提言事項については、平成 27 年 1 月 23 日付の答申を基本として本審議会での関連意見をまとめ、以下のとおり付帯提言する。

- (1) 下水道使用料の改定時期・内容について、市民・企業・関係機関等への説明を十分に行い、またその内容については簡潔で分かりやすくするように努めること。また、地区単独の下水道処理場を有する大和地区の利用者に対しては、設備の維持管理費等について丁寧な説明をして理解を得るように努めること。
- (2) 料金の見直しについては、社会経済情勢等の変化を踏まえつつ、長期的な視点を持って取り組むとともに、使用料の少ない利用者への配慮を行うこと。
- (3) 未普及地の解消を行い普及率を向上させるとともに、未接続者へのさらなる加入促進を図り、接続率(水洗化率)と使用料収入の向上に努めること。
- (4) 下水道事業経営の健全化に向けて、悪質な滞納者には然るべき措置を講じ未収金額を減らすこと。
- (5) 今後の人口減による汚水量の減少に伴う汚水処理原価の上昇を抑えるために、し尿・浄化槽汚泥の下水道への投入や、大和地区の単独公共下水道を流域関連公共下水道へ統合し、峡東流域下水道の終末処理場施設を有効利用すること。
- (6) 下水道事業経営において、新技術・新工法を積極的に採用し、低コストで収益性の高い運営となるよう努め、積極的な経費削減策に取り組むこと。

《答申の添付事項》

(提言までの経過)

7 普及率・水洗化率・下水道事業に係る経費について、これまでの検証と、今後の計画について検討を行った。

つぎに、甲州市下水道事業の業務内容、収支状況を確認し、使用料について、県内他市町村・全国類似市町村とを比較した。

現在の使用料収入は、使用料の改定と、加入促進による利用者の増加により、維持管理に係わる経費の内、公債費利子払分を除いて賄えている状況であり、前回よりも改善がうかがえる。しかしながら、一般会計からの繰入金で賄っている経費は依然多く、市全体の財政に影響が出ていることは変わっていない。それにもかかわらず、使用料は県内及び全国他市町村と比較して低い状況にあることから、使用者へ周知理解を求める等、使用料改定に向けた努力が必要である。

甲州市下水道事業については、今後の人口減少や高齢化を見据えて、全体的な経費を削減するために下水道計画区域の大幅な縮小、既存施設の維持管理経費の節減と水洗化率の向上に取り組んでいることを確認した。

概要は以下のとおりである。

(1) 甲州市の使用料の現状

現行1立方メートルあたりの平均使用料単価は115円である。これは、県内13市の平均使用料単価127円(H27年度末)や全国類似団体平均181円(H27年度末)と比べても依然として低い価格である。県内13市及び全国類似52市町村の中では下位層の料金となっている。

(2) 下水道特別会計の現状

下水道特別会計は、使用料金改定後も甲州市一般会計から7億円前後の多額の繰入金に依存している。平成28年度については、下水道の維持管理費（通常の管理費と流域下水道に係る負担金）を賄うことはできたが、公債費返済については繰入金に依存し、一般会計を圧迫している状況に変わりはない。

特に歳出の内12%を占めている公債費に係わる利子については、借換債による削減を検討すべきである。

(3) 使用料改定について

独立採算制を前提としながらも、繰入金に依存をしている現状は、一般会計を圧迫し他の事業運営に支障をきたしかねない。また、下水道を利用できない市民に対しても負担を求めていることになる。

下水道事業経費負担の原則である受益者負担に鑑みても、繰入金の削減のためには使用料の改定は適当であると判断した。

甲州市下水道事業審議会 審議委員名簿

役職	氏名	地区	所属
会長	日原 健次	塩山	下水道使用者
副会長	風間 ふたば	塩山	学識経験者
委員	金井 正喜	勝沼	公共的団体等
委員	佐藤 多賀子	大和	公共的団体等
委員	三枝 由則	大和	浄化槽使用者
委員	滝澤 康雄	塩山	公共的団体等
委員	野澤 敏子	大和	公共的団体等
委員	早川 和也	勝沼	公共的団体等
委員	日原 修	塩山	学識経験者
委員	古屋 秀幸	大和	下水道使用者
委員	三森 始	勝沼	浄化槽使用者

(会長・副会長以外50音順 敬称略)

(審議会経過)

- ・平成 29 年 12 月 12 日
甲州市下水道事業審議会開催
 - 下水道事業の検証
 - ・前回の答申内容確認
 - ・答申に基づく事業実施状況
 - ・現状報告
 - ・料金改定（第 2 回）について
 - 下水道事業の意見書の審議
- ・平成 30 年 1 月 12 日
 - 甲州市下水道事業意見書の取りまとめ作成
- ・平成 30 年 1 月 18 日
 - 甲州市下水道事業意見書の提出

別添資料

(甲州市公共下水道の整備状況)

※平成 28 年度末の整備状況 (塩山・勝沼 = 峡東流域、大和 = 大和处理区)

	峡東流域	大和处理区	計	備考
行政人口	31,488 人	1,200 人	32,688 人	
全体計画面積	1286.0 ha	50.0 ha	1336.0 ha	
処理区域面積	668.8ha	47.0 ha	715.8 ha	
全体計画の整備率	52.0%	94.0%	53.6%	
処理区域内人口	16,092 人	1,098 人	17,190 人	
水洗化人口	13,856 人	1,058 人	14,914 人	
普及率	51.1%	91.5%	52.6%	
水洗化率	86.1%	96.4%	86.8%	
受益者負担金	330 円/m ²	—		塩山地区
受益者負担金	300 円/m ²	—		勝沼地区
受益者分担金	—	8 万円/ 1 世帯又は 1 基		大和地区

- 処理区域内人口 . . . 下水道が整備済みで共用が開始された区域内の人口
- 水洗化人口 . . . 処理区域区内人口の内、下水道を使用している人口
- 普及率 . . . 処理区域内人口 ÷ 行政人口
- 水洗化率 . . . 水洗化人口 ÷ 処理区域内人口